

## 蚊を介する感染症の予防対策

～感染症流行地域へ渡航する場合には万全な対策を～

これから蚊が発生する季節を迎えます。ウイルスなどの病原体に感染した人や動物の血を吸った蚊に刺されることで、さまざまな感染症にかかる恐れがあります。

蚊が媒介する感染症にかからないためには、一人ひとりが、感染症の流行地域で蚊に刺されない、住まいの周囲に蚊を増やさない対策をすることが重要です。

### ○感染症流行地域では、蚊に刺されないようにしましょう

- ・海外へ渡航する際は、渡航前に現地での流行状況を把握しましょう。もし蚊を媒介とする感染症の流行地域へ渡航される場合には、蚊に刺されないように万全な対策をしましょう。
- ・屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなどの対策をしましょう。

### ○住まいの周囲に、蚊を増やさないようにしましょう

- ・蚊は、植木鉢の受け皿や屋外に放置された空き缶に溜まった雨水など、小さな水たまりで発生するので、日ごろから住まいの周囲の水たまりをなくすように心がけましょう。
- ※蚊の活動は、おおむね10月下旬ごろで終息します。これらの対策は、10月下旬ごろまでを目安に行いましょう。

## 胃カメラによる胃がん検診

詳しくは、広報いな6月号をご覧ください。健康増進課にお問い合わせください。なお、実施医療機関に下記の機関が追加となりました。

11月15日(火)まで受付中



・伊奈病院健康管理センター☎723-6071

実施期間▶7月1日(金)～11月30日(水)

受診方法▶申込後に送付される受診券を受領後、受診券に記載のある検診実施医療機関に予約をしてから受診してください。

対 町に住民登録があり、令和5年3月31日現在の年齢が50歳以上の方のうち偶数年齢の方

50歳：昭和47年4月1日～昭和48年3月31日

52歳：昭和45年4月1日～昭和46年3月31日

54歳：昭和43年4月1日～昭和44年3月31日

56歳：昭和41年4月1日～昭和42年3月31日

58歳：昭和39年4月1日～昭和40年3月31日

60歳：昭和37年4月1日～昭和38年3月31日

※以降同じように2歳刻みの方が対象となります。

定 200名（先着順）※定員に達した場合受付終了。

申 健康増進課（保健センター）窓口または電話

## 食中毒にご用心

気温や湿度が高くなるこれからの季節は、食中毒のリスクが高まります。特に、生や加熱不十分の肉を原因としたカンピロバクターや、腸管出血性大腸菌O157などの菌による食中毒が毎年発生しています。みんなで食中毒を予防しましょう！

### 食中毒予防の3原則

食中毒菌を、

#### ◎つけない

食材や手はもちろん、肉や魚を扱った後のまな板や包丁もこまめに洗う。

#### ◎増やさない

調理したらすぐに食べる。保存する場合は急いで冷ましてから冷蔵庫へ。

#### ◎やっつける

食品は中心部まで十分加熱する。

### 肉を取り扱う時の注意点

- ・焼く直前まで低温に保つ。
- ・中までしっかり焼く。
- ・トングや箸は使い分ける。



◎生野菜にも食中毒菌が付いていることがあります。冷蔵庫で保管し、流水でよく洗浄してから食べましょう！

◎テイクアウト・デリバリーで購入した食品は、速やかに食べるようにしましょう！

問 鴻巣保健所☎048-541-0249

### 健康 一回必モ

## 大腸がんの症状

大腸がんは、がんそのものが症状を起こすことはありません。内視鏡検査で見られる大腸がんの患者さんのほとんど

が無症状です。特に早期のものは症状がありません。

しかし、がんが進行して大きくなると排便習慣に影響が出ることがあります。便の通過を邪魔して便秘になったり、逆にがんの表面から粘液が滲み出て下痢になったりすることもあります。便秘と下痢を繰り返すこともありますし、その他、便が細くなる、残便感、腹痛などがあります。特にS状結腸、直腸など肛門に近い部位での大腸がんではこのような症状が起こりやすいと言われています。また、今まで便秘したことがなかったのに便秘傾向となった、また下痢傾向となった、など排便習慣の傾向に変化が起きた時も注意が必要です。これらが続くときは専門医を受診しましょう。

盲腸、上行結腸、横行結腸など奥の方の大腸ではお腹にしこりが触れることもあります。

体重が減ったり、微熱が続いたりすることもあります。しかし、大腸がんのもっとも特徴的な症状は血便、紙に血がつくなどの出血症状です。痔だと思って様子を見ていたら大腸がんが発見された、という患者さんは医療機関では日常的にいらっしゃいます。

症状がなかったとしても、健康診断などで便潜血検査が陽性となったときは要注意です。便潜血陽性の患者さんのうち大腸内視鏡検査を受けて大腸がんが見つかるのは全体で2-3%ほどですが、内視鏡検査を全く受けたことがない便潜血陽性の患者さんからは5-7%で大腸がんが見つかると言われています。便潜血検査が陽性となったときは必ず専門医を受診しましょう。それから血液検査で貧血が進んでいる、と言われたときも注意が必要です。盲腸、上行結腸、横行結腸など奥の方の大腸にがんが発見されることがあります。

大腸がんの危険因子は喫煙、糖尿病、ご兄弟・ご両親に大腸がんの人がいること、65歳以上などです。このような方は特に注意が必要です。

（提供：（一社）桶川北本伊奈地区医師会）

## 伊奈町子ども 家庭総合支援拠点 を設置します

令和4年7月1日から、「伊奈町子ども家庭総合支援拠点」を子育て支援課（役場北庁舎1階）内に設置します。

同拠点は、子どもの健やかな成長をサポートする場所として、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまで、子ども家庭支援員を中心に関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援を包括的・継続的に行います。

また、相談の際は個人情報や相談の秘密が守られるよう、個別の相談室で対応します。

### 主な相談内容▼

- ・育児やしつけなどの子育ての悩み
- ・子どもの発達に関する悩み
- ・幼稚園、保育所、学校などでの集団生活に関する悩み
- ・児童虐待（疑いを含む）に関する悩み
- ・妊娠に関する悩み など

### 開所時間▼

月～金曜日（祝日除く）

8時30分～17時15分

☎ 18歳までのすべての子どもとその家庭、妊産婦など

☎ 子育て支援課 ☎ 2160

## 公園のルールとマナー

公園は、さまざまな方が利用する憩いの場です。みなさんが気持ちよく利用できるよう、お互いにルールとマナーを守りましょう。

○大声・騒音など、ほかの利用者や近所の住民の迷惑になることはやめましょう。

○火の使用（花火など）は禁止です。

○公園の施設を壊したり、汚したりしないでください。

○公園は譲り合って使いましょう。

○ごみは各自で持ち帰りましょう。

○犬にはリードを装着し、フンは必ず持ち帰りましょう。

○植物を大切にしましょう。

○公園内に勝手に植物を植えたり、物を作ったりしてはいけません。

### 保護者の皆様へ

子どもにとって、公園は遊具などを使った外遊びを通じて体力や気力、知力が鍛えられる場となります。しかし、遊具は使い方を誤ると大きなけがにつながる可能性があります。小さなお子様からは目を離さないでください。なお、夏季は遊具が熱くなり、やけどの危険もありますので、ご注意ください。

また、子どもだけで公園へ遊びに行く場合は、公園でのルールとマナーを事前に話し合ってください。

### ボール遊びについて

ボール遊びは周囲に十分注意し、ほかに人がいる場合はご遠慮ください。一部の公園では、ボール遊びは禁止となっています。また、スパイク使用禁止など、公園ごとにあるルールをよく確認してからご利用ください。

すべての方が気持ちよく公園を利用できるよう、ご理解とご協力をお願いします。

☎ 都市計画課 ☎ 2422



## 障害者差別解消法をご存じですか？

この法律は、障害を理由とする差別の解消を推進することで、障がいのある方もない方も分け隔てなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をつくることを目指しています。

「障がいのある方」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）そのほか心身の機能の障がいがあり、障がいや社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている方のことです。（障害者手帳を所持していない方も含まれます。）

### 不当な差別的取扱いの禁止

行政機関や事業所は、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりすることをしてはいけません。

- ・車いすを利用していることを理由に、飲食店の利用を拒否すること
- ・アパートやマンションを借りようとするときに、障害があることを理由に部屋を貸さないこと
- ・障害があることを理由に、習いごとの入会や施設利用を断ること など

### 合理的配慮の提供

行政機関や事業所は、障がいのある方から何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために「筆談」「文書の読みあげ」「ゆっくりと丁寧な説明」などの合理的配慮を提供することが求められます。障害の特性に応じてコミュニケーション方法を工夫し、必要な情報をうまく提供できるような配慮をしましょう。

また、障害者差別解消法は、行政機関や民間事業者などを対象とした法律ですが、すべての人が障がいのある方への理解を深め、助け合うことが大切です。

・電車やバスなどの優先席の近くに障がいのある方がいたら席を譲りましょう。

・街中や飲食店などに身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬および聴導犬）がいたら、触ったり食べ物を与えたりせずにそっと見守りましょう。

※障害者差別解消法について詳しくは、内閣府ホームページをご覧ください。

☎ 社会福祉課 ☎ 2122

